

保育所等の入所に必要な就労証明書について

保育所などで保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要になります。保育を必要とする事由は、就労、妊娠、出産、就学、求職活動などがあります。これらの事由の中で、就労につきましては就労証明書が必要となります。就労形態により、添付書類が必要となる場合がありますので、取り扱いにつきまして、下記に示します。

様式	就労証明書 （※今回から様式が変更となっていますのでご注意ください）
----	---

表 1 就労形態ごとの取り扱いについて

	就労形態	証明者	添付書類
①	自営業	本人	必要
②	会社勤め	勤め先の会社等	不要

表 2 自営業の場合の取り扱いについて

	事業主	証明者	添付書類（いずれか 1 つ）
①	本人	本人	営業許可書（証） 商業登記簿謄本 確定申告書の写し 農業経営状況証明書 その他
②	配偶者	本人	
③	その他	事業主	不要

Q & A

Q 1 : 祖父、祖母の農業を手伝っている場合の取り扱いはどうなりますか？

A 1 : 祖父母が事業主となり、表 2 の③の取り扱いになります

Q 2 : 親族が自営業をしており、その事業所等に就労している場合の取り扱いはどうなりますか？

A 2 : 事業主が本人、配偶者以外は、表 2 の③の取り扱いになります

Q 3 : 申請者が株式会社代表、社会福祉法人代表等の場合の取り扱いはどうなりますか？

A 3 : 株式会社、社会福祉法人等の法人である場合は、表 1 の②の取り扱いになります

Q 4 : 夫婦で自営業を行っている場合は、就労証明書は 1 枚でよいのでしょうか？

A 4 : 勤務内容、就労時間等が全く同じであれば 1 枚で大丈夫です

Q 5 : 農業経営状況証明書はどこで発行しているのでしょうか？

A 5 : 農業委員会で発行しています。（証明手数料：300円）

（問合せ先）

串間市福祉事務所 こども政策係

電話：7 2－1 1 2 3